

内閣参質一八三第九一号

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤末健三君提出著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問に対する答弁

書

一について

お尋ねについては、一般的には、公募を実施する行政機関等が、当該公募の趣旨及び目的に照らして、利用しようとするキャラクター等について、著作権及び著作人格権の取扱いや対価の支払を含め、その利用方法等を適切に判断するものと考えている。

二について

お尋ねについては、キャラクター等のコンテンツの著作者（以下単に「著作者」という。）に対し、当該コンテンツから得られる利潤が適正に還元される環境を整備することが重要であると考えており、関係省庁において「広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」及び「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定し、コンテンツの制作を委託する親事業者と当該委託を受ける個人又は法人たる下請事業者との間の公正な取引を促進し、下請事業者の利益の保護を図っているところである。このこ

とは、下請事業者である個人の著作者や法人たる下請事業者と雇用関係にある個人の著作者の制作環境の向上に資するものと考えている。引き続き、これらのガイドラインの普及啓発を行うなど、著作者の制作環境の向上に努めてまいりたい。